

糸島地方の条里についての一考察

村上 敦（伊都国歴史博物館）

1. はじめに

糸島地方とは、怡土郡と志摩郡の合併により明治29年に成立し、平成22年に前原市、二丈町及び志摩町の1市2町の合併によって消滅した糸島郡の範囲を示す。現在の糸島市全域及び福岡市西区の西半部と早良区の一部である。隣接した両郡は周辺地域とは海と山に隔てられて地形的にも一体的であるため、古くから「いとしま」と総称されてきた。

弥生時代以来、沖積平野の多くは水田として利用され、現在でも条里制の名残を想起させる碁盤の目状に規則正しく整備された広大な水田地帯を各所で目にすることができる。平安時代後期には法金剛院領の1400町もの大荘園である怡土荘が成立しており、関東御領となった後は、怡土方、志摩方に分けられて管理されていた。

糸島地方における条里制の起源は明確にすることはできないが、条里呼称の記載は平安時代後期から鎌倉時代後期にかけての約200年間に記された文書に残されている。

初見は康和5（1103）年3月10日付けの「筑前国藤井今武田地売券」（資料1）であり、藤井今武が中原盛平に怡土郡大野郷参図拾玖里拾陸坪（3図19里16坪）、拾捌里拾捌坪（18里18坪）、拾玖坪（19坪）、拾玖里拾玖坪（19里19坪）、式拾坪（20坪）の土地を売り渡した証書である。条里の条を図とする表記が怡土郡においても適用されていることが分かる。また、その2年後の同日である長治2（1105）年3月10日付けの「府老藤原延末田地売券」（資料2）にも条里呼称が記載されている。売渡人は藤原延末、買受人は字陰陽先生なる人物であり、売渡地は怡土郡大野郷内の参図式拾里陸坪（3図20里6坪）、柒坪（7坪）、肆図拾捌里式拾陸坪（4図18里26坪）である。3図20里6坪及び7坪は「字曾禰田」、4図18里26坪には「字裏」という地名が併記されており、条里の位置を復元するうえでも貴重な資料である。

寿永元（1182）年の「大蔵某寄進状」（資料3）

には、原田御庄内飽田郷伍図拾壹里参坪という記載がある。この文書については写し又は案文である可能性が高いが、倭名類聚抄に記される怡土郡内の七郷のうちの飽田郷の所在地を示す貴重な資料でもある。服部英雄氏は、「条里（図里）が現実に機能しており、その知識が正しく継承されていた段階の坪付類を利用できたことはまちがいない」と、その資料的価値を評価している。

以上の3例は怡土郡内の資料であるが、次の正元元（1259）年の「怡土庄是光自名里坪付」（資料4）は志摩郡の資料であり、怡土御庄内志摩郷末武名内十三條十九里五坪丁 七坪丁という記載がある。当該地を阿弥陀院の免田とするという内容の文書であるが、志摩郷末武名の位置については幾つかの異なった見解があり、このことについては後に述べる。条里呼称には、怡土郡と異なり図ではなく條が用いられている。

弘安9（1286）年の「沙弥正妙大間状」（資料5）は相続に係る文書であり、5図23里、5図24里、6図23里、6図24里などの条里呼称が記載される。

正応3（1290）年の「蒙古合戦勲功賞庄配分状」（資料6）は弘安四（1281）年の元寇に係る恩賞として、豊前次郎藏人基直に与えられた田畑屋敷の明細である。高祖郷末永名内の2図25里、3図23里、3図24里内の田地10町、同じく末永名内の屋敷3ヶ所、志摩方松成名内の畠地1町5段が与えられている。怡土郡内の田地については条里呼称が用いられているのに対し、志摩郡内の畑地については条里呼称を用いることなく地名で表記されている。

正安4（1302）年の「源續大間状」（資料7）には、高祖郷の4図24里、5図23里、5図24里、6図23里、6図24里内の多くの地名が条里呼称と併記して記されており、現在も小字などとして残る地名が含まれていることから、条里復元に有益な資料となった。これら以外にも「怡土庄坪付注文断簡」があり、年月は不明であるが、地頭給という名称が見えることから承久の乱以後のものだと考えら

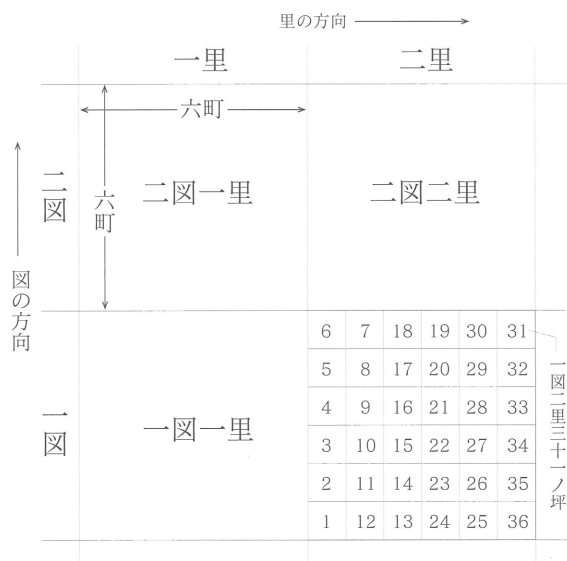
れている。

2. 糸島地方の条里研究史

是松茂男氏の研究

糸島地方の条里制の研究は昭和25（1950）年に発表された、当時福岡県立糸島高等学校教諭であった是松茂男氏の研究「怡土郡瑞梅寺の條里遺蹟」に始まる。是松氏は、大字末永、井田、波多江、板持付近に残る小字を中心とした数詞を伴う地名から、糸島地方の条里の坪名が、南西隅を起点としてから1坪から北に向かって数え始め、6坪で東へ折れて南へ折り返し、12坪で再び東へ折れて北に折り返し、最終的には南東隅で36坪となる千鳥式（連鎖式）であることを発見した。例えば、大字末永の中央部西寄りには「三十六」という小字名があり、その北西方向には字「六の坪」、その南側には字「四の坪」という地名がある。図上に6町四方の1町方眼を重ねると、北西隅に字「六の坪」、南東隅に字「三十六」が位置することが分かる。また、大字「井田」、大字「波多江」との境界付近においては、字「二ノ坪」、字「三ノ坪」、字「十五」、字「十八」があり、同様に方眼を重ねると、正しくその位置に収まることが分かる。

さらに是松氏は、条里と地名が併記された古文書の記載から、条を南から北へ数え、里を西から東へ数えるという基本法則を見出している。資料2によれば、3図18里、3図19里、3図20里、4図18里は大野郷内に位置し、字「曾根田」は3図20里7坪、字「藁」は4図18里26坪に位置する。大字「香力」には字「夏目」が現存するので、仮にここを4図18里とする。また資料7によれば、4図24里、5図23里、5図24里、6図24里は高祖郷に位置するが、字「夏目」の東約4kmには怡土郡一宮とも言われる高祖神社のある大字「高祖」があるので、4図24里、5図23里、5図24里、6図24里は大字「高祖」周辺に位置することが分かり、条を南から北へ数え、里を西から東へ数えるということが推定できるのである。さらに資料7にみえる5図24里の「コフカタ」が現在の大字「大門」の字「小深田」であることなどを想定することにより条里区画を復元し、倭名類聚抄に記される怡土郡内の7つの郷のうちの大野郷が、現在の三坂周辺であったことも推定できるとしてい



第1図 怡土郡・志摩郡の条里呼称の配列

る。さらに是松氏はこれらに基づいて資料4に記載される志摩郷末武名の13條19里を現在の糸島市大字泊付近に比定しており、条里の西端である1里の位置を概ね当時の福吉村西端に当たるとしている。

日野尚志氏の研究

是松氏の研究から20年以上を経た昭和47（1972）年、歴史地理学者の日野尚志氏は、「筑前国怡土・志麻郡における古代の歴史地理学的研究」を発表した。日野氏は是松氏の条里復元を基にして、糸島地方のほぼ全域にわたる範囲の条里復元案を提示した。また、怡土郡のほぼ全域の水田地帯において条里地割が検出されるとし、福吉条里区、元福井条里区、大入条里区、深江条里区、一貴山・加布里・長糸条里区、怡土・雷山条里区、青木・今宿条里区なるものを想定している。これらは現状の水田区画を重視したものであり、それぞれが異なった座標軸により設定されている。また、条里の西側の起点である1里及び2里を福吉条里区におき、3里を元福井条里区、4里を大入条里区、5里～7里を深江条里区、8里～15里を一貴山・加布里・長糸条里区、16里・17里を大字多久周辺、18里～26里を怡土・雷山条里区、青木・今宿条里区にあてるが、それぞれが連続していないものが大半であり、例えば4里と5里の間には2km以上の隔たりがある。志麻郡については、松原・新町条里区、小金丸・稲留条里区、馬

場・松隈条里区、野北・桜井条里区、西ノ浦条里区を設定している。小金丸・稲留条里区においては、字「三十六」のほかに、俗称「二ノ坪」「十五」の存在を確認し、志麻郡の坪並が怡土郡と同様に西南隅を一ノ坪、東南隅を三十六ノ坪とする連続式であるとしている。

正木喜三郎氏の研究

荘園研究の第一人者である文献史学者の正木氏は精力的に怡土荘の研究を行い、昭和51（1976）年「筑前国怡土郡大野郷田地売券の一考察」においては是松氏の研究成果を積極的に援用して論を進めている。その後も高祖郷周辺において積極的に現地調査を行い、小地名の検出などから恒吉名復元図として、より具体的な条里復元図を提示している。この復元図では、是松氏の指摘した字「小深田」などのほか、正木氏が検出した赤崎川と川原川の合流地点である通称地名「オチアイ」が資料7にみえる5図23里22坪の「ヲチアイ」と一致することなどを基本に設定されており、精度の高いものとなっている。

服部英雄氏の研究

服部氏は、正木氏の示した復元図にさらに4か所の一致点（4図24里28坪の飯ツカ、5図23里35坪のタ中、6図23里31坪のシモノクホタ、6図24里6坪のロクノツホ）を見出し、「図界里線の比定は、ほぼ決定的となったといえる」とした。さらにその成果をもとに、耕地の実態を考察している。

3. 先学の研究成果の検証と条里の復元

先学の研究成果の検証は、国土地理院の1/25,000の地形図（数値地図）をJW - CADに貼り付けてPCの画面上で行った。これは紙の歪みから生じる誤差を避けるためである。地形図上には是永氏、日野氏、正木氏、服部氏が条里復元に用いた小字、通称地名の遺称地のほか、条里に関連すると推定される数詞を含んだ地名を表示し、これに1里の長さである109mメッシュを重ね、最大公約数的に地名と条里呼称又は条里坪名が一致する場所を模索し、メッシュの位置を固定した。固定した後の微調整等はあえて一切行っていない。第7図がその復元図であり、復元範囲を南限の一図、西限

の一里まで拡大し、北と東は糸島地方のほぼ全域を含んでいる。また、南北軸は座標北から西に約22°、現在の磁北からは西に14°20'振れる。

第2図は瑞梅寺川及び雷山川流域の拡大図である。大字「末永」付近では、是永氏の作成した図とは若干のずれがあるものの、南東隅に字「三十六」、北西隅に字「六の坪」、4坪の位置に字「四の坪」が重なっていることが確認された。3図24里に該当する。

大字「大門」付近においては、是松氏、正木氏の指摘のとおり、資料7にみえる「コフカタ」の条里呼称である5図24里7坪の位置に字「小深田」が位置する。同様に正木氏の指摘のとおり「中藪」と字「中園」が、服部氏の指摘のとおり6図23里31坪の「シモノクホタ」と字「久保田」（現在は消失）、字「六ノ坪」が6図24里6坪に一致する。その他にも6図23里34坪の「居屋敷」と字「町屋敷」が一致している。

大字「三雲」と大字「井田」の境界線付近においては、是松氏の指摘のとおり、復元図上の6図22里の1坪と字「口ノ坪」、2坪と字「二ノ坪」、3坪が字「三ノ坪」と一致する。

大字「井田」と大字「波多江」の境界線周辺においては、大字「井田」の復元図上の7図24里2坪の位置に字「二ノ坪」、3坪の位置に字「三ノ坪」、15坪の位置に字「十五」、17坪の位置に字「十七」が位置する。是松氏の指摘する通称地名「十六」については現地で位置を確認することができなかった。また、大字「井田」の北に接する大字「波多江」の南端部でも、4坪の位置に字「四ノ坪」、5坪の位置に字「五ノ坪」が位置する。

大字「板持」の北端部付近は、是松氏の指摘のように耕地整理により幾分区画が変更されている可能性は高いが、10坪の位置に字「十ノ坪」が位置する。また先学の指摘以外にも、大字「浦志」の5坪の位置と字「五の坪」、大字波多江の4坪の位置と字「牛（うし）の坪」が一致する。

大字「三坂」周辺は、条里を復元するうえで重要な示唆を与えた地域である。復元図においては、資料2にみえる3図20里6坪及び7坪の「曾根田」は、現在の曾根丘陵の基部にあたる字「袖ヶ原」に位置しており、「ソネ」から「ソデ」へと転化したものとも考えられる。また、4図18里26坪の「棗」は、現在の夏目集落のある字「夏目」の



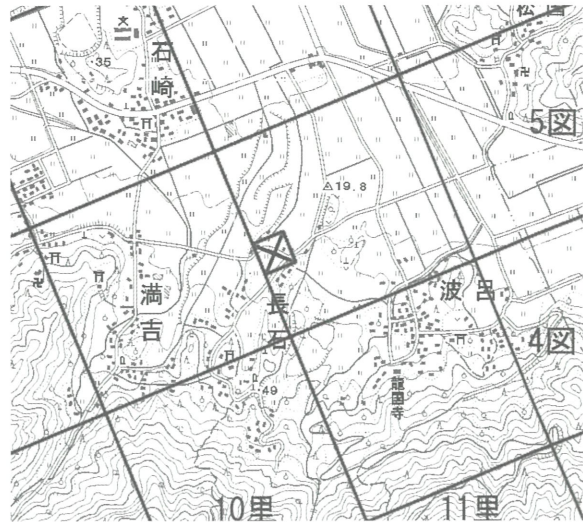
第2図 瑞梅寺川及び雷山川流域の条里復元図 (S=1/30,000)

300mほど南の三坂集落に位置する。現在の三坂神社付近であり9段の田は確保できないが、僅かに東へずれば十分に可能であり、この程度の誤差は当然あったものであろう。なお、資料1と2に登場する各所については、いずれも水田に適した場所に位置している。

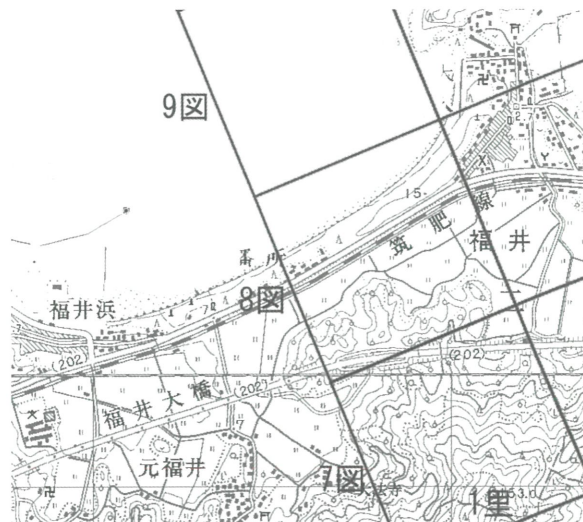
また、大字「蔵持」と大字「有田」の境界付近においては復元図上の7図19里36坪と字「三十六」との位置が極めて近接している。

第3図は、資料3にみえる飽田郷5図11里3坪の復元地周辺である。塔原寺の免田の所在地を示した条里呼称であるが、塔原寺の伝承地である唐原集落への登山口付近に位置しており、塔原寺が管理する田としては利便性の高い場所でもある。唐原集落は平家の落人伝説の伝承地でもあり、大宰権少式であった原田（大蔵）種直を頼って都落ちした平重盛の内室と二人の愛娘の悲運が伝えられており、寄進者の大宰少式兼地頭大蔵とは、原田種直のことであるとも言われる。塔原寺は怡土郡七ヶ寺の開祖と伝えられる清賀上人が開いたとされる寺院であるが、応永五（1398）年には少式貞頼からも免田三町の寄進を受けており（藤瀬文書）、高祖城の城主であった原田氏からも田畠八町の寄進を受けていたと伝えられる（川上文書）など、時々の領主の崇敬を受けていた様子が窺える。

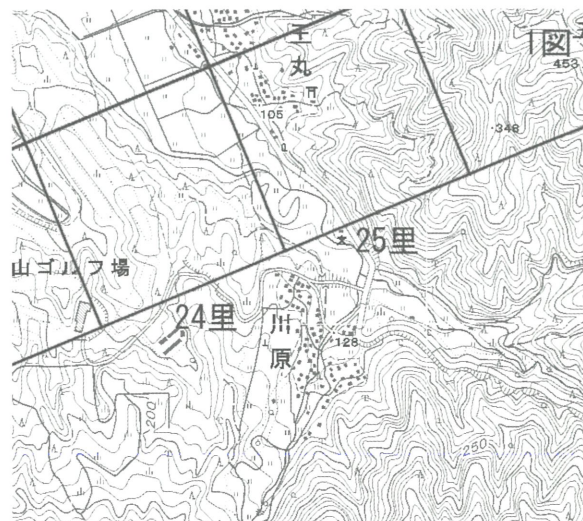
これらの一致により、大字「末永」「高祖」「大門」「三雲」「井田」などの旧怡土村の範囲においては、概ね服部氏の評価のとおりであると言えるだろう。なお数詞だけの地名や、数詞に「坪」を伴う地名は比較的一致を見る傾向が強いものの、数詞を伴う地名であっても「六田」「七田」「八ノ底」など「坪」を伴わない地名は一致しないという傾向が窺える。また条里呼称と地名が一致する範囲は大字「末永」「三雲」「井田」「高祖」「大門」「波多江」「板持」の範囲に集中するので、少なくともこの範囲においては条里呼称どおりの地割が実際に行われていたものだろう。これに対して大字井原周辺の現在の地割は、大字「末永」「高祖」「三雲」などの周辺の地割と一体的な感を受けるもののこれは近年の耕地整理によるものであり、条里呼称と地名も一致することがない。それはこの地域が低位段丘上に位置しているため、条里呼称どおりの地割が水田耕作を行う上では地形的に困難



第3図 飽田郷5図11里周辺の条里復元図 (S=1/25,000)



第4図 里の起点周辺の条里復元図 (S=1/25,000)



第5図 条の起点周辺の条里復元図 (S=1/25,000)

で不合理であったからだと考えられる。

また、日野氏は怡土郡に7つ、志摩郡に5つの条里区なるものを設定しているが、これらが本当に条里制の痕跡であるのかについては慎重に検討する余地がある。少なくとも条里呼称が地名として残されていない区域については、後世の耕地整理によるものである可能性があり、或いは始めから条里呼称が付与されていなかったか、条里呼称と実際の地割が一致していなかったために地名として定着しなかったなどの理由も考えられる。

また里の起点である条里の西端は、是松氏は福吉村の西端、日野氏は大字「吉井」地区の西端付近と想定するが、今回の復元図では大字「福井」内の大入地区と福井地区の境界線付近（第4図）となった。ここは奇しくも江戸時代に中津藩と唐津藩の藩境となっていた地点でもある。ここより西側には、明治初期の記録では135町余りの田畑があり、この地域を何故に条里呼称で示すことを放棄したのかについては、非常に興味深く、今後の検討課題である。

4. 末武名の位置

大字「井田」と大字「波多江」の境界は怡土郡と志摩郡の郡境でもあるが、この郡境の両側に条里呼称と地名の一致が認められる。そして条里の坪並は郡境を跨ぐことなく、怡土郡の坪並はこのラインで終息し、志摩郡の坪並はこのラインから開始している。この状況を積極的に評価するならば、このラインから逆算して怡土郡の1里の位置を定め、うえて条里番号が付されたとも考えられる。この条里の南限のラインは現在でも糸島地方における水田の南限地付近であり、ここを図（条）の起点とすることは合理的でもある（第5図）。それでは志摩郡の条里呼称もこのラインを起点としているのであろうか？このことを検証するために、志摩郡内で唯一、条里呼称が記録されている資料4にみえる「末武名」の場所について検討してみたい。

先述したように、末武名の位置については既に是松氏と日野氏が検証を行っている。是松氏は、資料4にみえる志摩郷末武名13條19里の位置を、怡土郡の条里と全く同一のものとして数え進め、大字「泊」及び大字「油比」付近に比定している。日野氏は、「志麻郡の条里地割から数え進めるこ

とは困難である」とし、さらに「志麻郡家が設けられた川辺郷域の条里が怡土郡の条里の北端に一番近いことから、怡土郡の条里の呼称を延長して数え進み、他の志麻郡の条里地割にも及んだ特殊な呼称とすべきではなかろうか」として、是永氏の比定地にも近い初川流域の条里を13図19里と考えている。これについては、日野氏自身も納得のうでの結論ではない様子が文中からも窺えるが、「川辺郷域の条里が怡土郡の条里の北端に近い」という表現からも、怡土郡と志摩郡の境界が糸島水道とも呼ばれる糸島低地帯の北側にあったとする日野氏の認識が分かる。確かに、延喜式には糸島低地帯の中央部に位置する志登社が怡土郡に属する記述があり、この場所が怡土郡であった場合、両郡の境界線は日野氏の想定にかなり近似した地点になることが予想される。しかし刀伊の入寇を記録した小右記には、志登の東に隣接し糸島低地帯の南岸に位置する板持庄が志摩郡として記されており、この頃には既に近世の郡境はほぼ確立していたのではないかと考えられる。資料4は正元元（1259）年の文書であるので、そのころの郡境は、日野氏の想定よりも2,500m以上も南側に位置していたと考えられる。そこで少なくとも近世以降には確立していた怡土郡と志摩郡の境界でもある大字「井田」と大字「波多江」の境界を起点に13条を数えると、大字「桜井」の字「末竹」付近にたどり着くことができる。字「末竹」は、桜井川流域の沖積地に張り出した低丘陵上に位置しており、この丘陵の3方には優良な水田地帯が広がっている。この字「末竹」については正木氏も認識しており、楠瀬慶太氏も字「末竹」を認知したうえで、推測の域をでないと前置きしながらも「大字桜井には口ノ坪地名もあり、志摩郡最大の条里地割も残っており、この末武名は桜井の内の可能性がある」とする。志摩郡最大の条里地割という表現については違和感を抱かざるを得ないが、いずれにしても志摩郡の中では大規模な条里地割であり、怡土郡の条里方向と近似した方向性をもって地割が行われている。そこで怡土郡の条里復元図上の19里を当て嵌めると、13条19里5坪丁及び7坪丁は、桜井川南岸の水田域内の字「下沖田」に位置することが分かる。この一帯を末武名であると仮定するならば、倭名類聚抄に記される志摩郡の郷名のうちの志麻郷は大字「桜



第6図 志摩郡末武名13條19里付近の条里復元図 (S=1/25,000)

井」一体を含んでいたということになる。また志摩郡の条里呼称は、里を怡土郡と一体のものとし、条を怡土郡大字「井田」と志摩郡大字「波多江」の境界線から数え始めるというやや変則的な法則により成立していた可能性もある。この大字「井田」と大字「波多江」の境界線は、志摩郡の最南端付近に位置し、ここから条里を数え始めることは、志摩郡の全域を条里呼称で表現するうえでは合理的である。また、そこから東に高祖山を隔てた福岡市西区の今宿青木と今宿上の原は、狭小な谷間に位置する村落でありながら今宿青木は志摩郡に、今宿上の原は怡土郡に属していたが、この郡境は、大字「井田」と大字「波多江」の境界線の延長線上に位置しており、志摩郡の水田域は遍く条里呼称で表現することができる。

5. おわりに

以上のように、先学の研究成果に基づき条里復元図を作成し検証を行った。その結果、先学の実績を踏襲したうえで、さらに幾つかの条里呼称と地名の一致する個所を確認することができた。但し、その範囲は川原川と瑞梅寺川及び雷山川流域の沖積平野に限られており、実際の地割と条里呼称が一致していた地域もこの範囲に限定されていたのではないと思われる。また、ここから遠く離れた怡土郡飽田郷や志摩郡志摩郷末武名においても条里呼称が用いられているが、そこでは地名として定着することはなかった。条里呼称と実際

の地割が乖離していた地域においては、それは一部の識者にとっての表現でしかなく、地名の伝承者である民衆にとっては耳にすることすらなかったものなのかも知れない。文書に記された背景には、条里呼称の使用により文書の格式を高めようとする意識があったのではないだろうか。

また志摩郡については、これまで判明していなかった条里規則についての仮説を提示することができたが、これについての立証は今後の課題としたい。

参考文献

- 是松 茂男 1950「怡土郡瑞梅寺川の條里遺蹟」『糸高論集』2
- 日野 尚志 1972「筑前国怡土・志摩郡における古代の歴史地理学的研究」『佐賀大学教育学部研究論文集』20
- 正木喜三郎 1976「筑前国怡土郡大野郷田地売券の一考察」『東海大学文学部紀要』25
- 正木喜三郎 1980「筑前国怡土庄について－鎌倉期における－」『九州中世史研究』2
- 服部 英雄 1998「原田庄と藤瀬文書」『筑前国怡土庄故地現地調査速報』地域資料叢書4
- 服部 英雄 1998「怡土庄故地を歩く－高祖・大門周辺の小地頭中村氏の屋敷・耕地を中心に」『九州史学』120
- 楠瀬 慶太 2009「中世怡土庄の開発と村落景観」『怡土・志摩の村を歩く－筑前国怡土庄故地現地調査速報II－』地域資料叢書10

(資料1)

筑前国藤井今武田地壳券

「任沽券并在地郡司圖師随近等署判之旨可令領知之、

少式 (花押)
壹岐 (花押)
府老藤原 (花押)」

「謹辭

沽渡所領田伍坪事

在怡土郡大野郷參圖拾玖里拾陸坪壹町

拾捌里拾捌坪五反、拾玖坪參反、拾玖里拾玖坪陸段、貳拾坪肆段陸拾步、

「直佰疋」

右件田、依有要用、限永年中原盛平所沽渡進如件、但於本公驗者依爲連券不能副進、仍爲後代證驗、新券以解、

康和五年三月十日 藤井今武

府老藤原 (花押)」

「件田今武年来所領田地者、依要用所令沽渡明白也、仍随近加署之、

大分別當文屋 (花押)

神崎庄別當小野 (花押)

天満宮權大宮司小野朝臣 (花押)」

「判

郡司高橋

圖師

權大掾早部 (花押)

「件田坪々、本領主延末沽券并郡司圖師證判與判、

新圖師判官代早部 (花押)

郡司兼府老藤原」

(資料2)

府老藤原延末田地壳券

府老藤原延末謹辭

沽渡進所領田券文事

合壹町柒段

在怡土郡大野郷内

參圖貳拾里陸坪肆段 柒坪肆段字會繼田

肆圖拾捌里貳拾陸坪玖段字聚

右件治田、先祖相傳之私領田也、而依有直要用、限永年見直佰貳拾疋代、字陰陽先生所沽渡進如件、但

於本公驗者、依爲連券、不能副進者、立新券、所渡進實也、敢不可有後代之牢籠之状、謹辭、以解

長治貳年參月拾日 府老藤原 (花押)

「件田、今武先祖所領之田也者、在地随近」所」相見明白也、仍加署之

大分宮別當文屋

神崎庄別當小野 (花押)

天満宮權大宮司小野朝臣 (花押)」

「判

郡司高橋 (花押)

圖師兼判官早部 (花押)」

(資料3)

大藏某寄進状

奉寄

塔原寺觀音堂免田壹町事

御

在原田庄内飽田郷伍町拾壹里參坪

右、以當御庄田内、令奉寄意趣者、於當寺者、深山之上、爲觀音靈驗砌、利益揭焉、然而世已及、澆率致歸依之人自然中絶之間、爲荒廢之地住僧不安、培之由有其聞、因茲以件免田宛于修正、二季彼岸料、且招居僧、令勤行敗退仏事、且爲奉祈、本家奉平御庄内興福之由、限永年奉寄如件、

寿永元年十二月 日

大宰少式兼地頭大藏 (花押)

(裏書)

件正文者 依御要事 所被召置御中候也、仍封裏、御案文也

文保 年 六月廿七日

(資料4)

筑前怡土莊是光自名里坪付

別當法眼 (花押脱力)

注進 是光自名里坪事

怡土御庄内志摩郷末武名内

十三條十九里

五坪丁



第7図 条里復元図 (S=1/80,000)

一所二段 小浦蘭
一所三丈 板谷蘭
一所一段二丈 平島
一所一段三丈 同浦
一所二段 フチタ
一所二丈 馬立
一所二丈 マリカサコ
一所三丈 ヤミノサコ
一所一丈 小島
一所二段二丈 ナミノ浦
一所四段 同浦
右、就孔子配分、如此、守先例、可致沙汰之狀如件、
正應三年七月十三日

(少武津恵カ)
沙彌(花押)
(大友頼泰カ)
沙彌

(資料7)

源續所領大間狀

筑前國怡土御庄怡土方中村所領大間事

怡土郡

處分

一 嫡子熊鬼丸分

壹所 居屋敷 六圖廿三リ、卅四一也、

壹所 中蘭 同圖リ、卅三坪也、

壹所 百姓蘭 同圖リ、卅二坪也、

壹所 礼田蘭 五坪内也、

壹所 室蘭 不動堂蘭也

田地分

高祖郷

四圖廿四リ

ミシハサマ三十七反大

カツラワラ
十五坪丁

クキヤチ十八一七反小

ナカタ
廿二坪四反大

飯ツカ廿八坪二段

シロイシ
卅二坪四反

五圖廿三リ

ヲチアイ廿一六反半

カワノモト
廿九坪三反

ワウノスチ
タウシテン卅一丁反内蘭依五反 卅二十丁
タ中卅五丁内 イナキ七反、庄三反

五圖廿四リ

マツカタ七十三反大

ナカハスワ
廿六十四反

カミカワラ八十五反

クホタ十三丁

六圖廿三リ

シモノ
クホタ卅一坪四反半 卅二丁二反半 百姓蘭

卅三丁二反六十ト中蘭 卅四丁三反大 居屋敷

六圖廿四リ

三十三反 六ノツホ 地頭給一反小、
六十六反大内二反八染分、
残三反小本名

八十一反小内屋敷染分

ミハワラ
一 四坪九段大内見年六反内 東反半ハフ門ハラニ譲与、
西三反ハ彦房ニ譲与、

右、處分之狀如此、然者、彼所領者、相副本證文等、
所譲与熊鬼丸、面〃配分之輩分仁、不・懸煩、有
限可弁御米・加徴米并万雑公事等者、可為本名等
者、可為本名沙汰、仍為向後、大間帳如件、
正安四年二月 日 源續(花押)

(出典)

資料1 平安遺文 古文書編 第四卷 一五二二
資料2 平安遺文 古文書編 第四卷 一六三九
資料3 平安遺文 古文書編 第十卷 補二三七
資料4 平安遺文 古文書編 第十一卷 八三八七
資料5 鎌倉遺文 古文書編 第二十一卷 一五九八〇
資料6 鎌倉遺文 古文書編 第二十三卷 一七三八五
資料7 鎌倉遺文 古文書編 第二十七卷 二〇九九四

七坪丁
右、件名内二丁、任坪付、可為阿弥陀院免田之由、
為被仰下、注進言上如件、
正元元年六月 日

(資料5)

正妙所領大間狀

六圖廿三里

卅一坪二反九十步

六圖廿四里

三坪三反 六坪二反 八坪一反小内屋敷命婦園

一 二男廣一丸分

壹所屋敷字命婦園

田地分

五圖廿四里

九ノ五反

六圖廿四里

六坪二反東依

一 女子千与益文

壹所屋敷字北園

田地分

五圖廿三里

卅一坪六反北依

右、處分之狀如此、然者、彼所領者、相副本證文、
所讓与于續也、面々配分輩、御公事等、令懈怠、
不可成本名之煩、又無別儀、自本名、不可致違乱
于分目、此外者、号正妙之子孫、為續不可有致違
乱輩、於豐前又五郎者、令不孝畢、其故者、自幼
少之時、背正妙之存知、令居住豐前國、不相副于
正妙之上者、親子之儀、思絶罷過之處、去弘安六
年比、被殺害源四郎勝於黑王丸、中十郎正光之条、
令露顯之間、此旨經上訴之刻、為正妙老耄身之間、
以續令致此沙汰折節、彼又五郎出来之間、令致此
沙汰之程、可相副于正妙之由、雖令申、敢以不敘用、
背正妙之詞、又以立歸于本國之上者、雖自今以後、
全依不可有親子之儀、令義絶畢、將又勝子息初子
丸、此又以不孝畢、雖為正妙死去之後、一切不可
相類、此樣且續并廣一丸令存知之上者、不能巨細、
所詮、於彼所領者、相其本證文、讓与于續之上者、
云云御大事、云異國警護已下、御公事等抽忠勤、

至于續子孫將來、無他妨、可令領掌者也、若後日
有田地違目之時者、守此狀、相互無煩樣、可致沙
汰也、仍大間之狀如件、

弘安九年九月十日

沙彌正妙 (花押)

(資料6)

蒙古合戰勲功賞配分狀

弘安四年蒙古合戰勲功賞筑前國怡土庄配分事

一人豐前次郎藏人基直

田地 拾町

高祖鄉末永名

二圖廿五里

五坪六段内三段南依

九段二段小

新開六十步

三圖廿三里

卅二坪二段大

同圖廿四里

三坪三百分

四坪七段

五坪七段

六坪九段大

七坪一町大

八坪八段

九坪八段

十坪四段

十一坪七段六十步

十二坪半

十三坪三段三百步

十四坪八段六十步

十五坪七段大

十六坪八段半

十七坪九段内三百步東依

屋敷三ヶ所

末永名

一字 藤次郎

一字 紀藤五

一字 七郎入道

畠地一町伍段

志摩方松成名内為末目